

令和6年度

防災マニュアル

兵庫県立加古川東高等学校

目 次

第1章	総則	
	第1節	基本方針 1
	第2節	防災計画の適用範囲 1
	第3節	防火管理者の権限及び業務 1
	第4節	本校周辺の環境及び予想される被害 2
第2章	予防管理対策	
	第1節	予防管理組織 2
	第2節	自主点検、検査の記録 2
	第3節	不備欠陥の整備 3
	第4節	火災予防上の遵守事項 3
	第5節	防火管理者への連絡事項 3
	第6節	避難場所の指定 3
	第7節	震災予防措置 3
	第8節	震災に備えての備蓄品 3
	第9節	安全点検リスト 4
第3章	防災教育及び訓練	
	第1節	防災教育と訓練 4
第4章	災害発生時の対応	
	第1節	自衛防衛組織の設置及び活動 5
	第2節	自衛防災隊長 5
	第3節	自衛防災隊長の権限と任務 5
	第4節	災害時における避難誘導 6
	第5節	状況別危機管理 6
	第6節	勤務時間外の対応 8
	第7節	学校施設・設備の被害状況の点検 9
	第8節	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 9
	第9節	教育活動の再開への取組 10
	第10節	避難所運営組織と教職員の任務 11
	第11節	緊急時の生徒の保護者への引き渡しと待機の判断 12
第5章	危機管理	
	第1節	安全管理 13
	第2節	危機対応 13
第6章	生徒の自殺予防	
	第1節	子どもの自殺の実態 17
	第2節	自殺に追いつめられる子どもの心理 17
	第3節	どのような子どもに自殺の危機が迫っているか 17
	第4節	自殺直前のサイン 17
	第5節	対応の原則 17
	第6節	対応の留意点 17
	第7節	生徒の自殺が起きたときの緊急対応 18
第7章	こころのケア	19
付	別表1～7	
	1	消防施設配置図及び避難経路 20
	2	火元責任者 22
	3	災害時緊急連絡先公共機関の電話番号 23
	4	非常災害の場合の対応（教務規定集より転載） 24
	5	生徒引き渡し確認票 24
	6	点検チェックリスト 25
	7	災害対応 個人マニュアル 26

第1章 総 則

第1節 基本方針

- (1) 命の大切さを認識し、災害から人命を守る安全優先の学校を目指す。
- (2) 学校における安全教育や安全管理に努める。
- (3) 学校防災計画に基づき、防災リテラシーの向上を図る。

第2節 防災計画の適用範囲

この計画は、本校に登校及び勤務し並びに出入りするすべての者に適用するものとする。

第3節 防火管理者の権限及び業務

- 1 防火管理者は、防火管理についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。
 - (1) 防災計画の検討及び変更
 - (2) 消火、通報、避難訓練の実施及び指導
 - (3) 建物、火気使用設備器具及び電気設備等の検査及び不備欠陥の改修促進
 - (4) 消防用設備等の点検及び整備
 - (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
 - (6) 生徒、職員に対する防災教育の実施及び指導
 - (7) その他、防火管理上必要な業務
- 2 防火管理者は、次の事項について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。
 - (1) 防災計画の提出(改正の都度)
 - (2) 消防用設備等の点検結果の報告
 - (3) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査時の指導要請
 - (4) 防災教育、訓練時の指導要請及び自衛消防訓練の事前報告
 - (5) その他消防関係法令に基づく各種届出及び防火管理について必要な事項
- 3 防火管理者は火災警報発令下又は火災発生危険や人命安全上危険が認められる場合は次の措置をするものとする。
 - (1) 火気の使用制限及び禁止
 - (2) 火気を使用しての授業の中止命令
 - (3) その他火災予防上必要な事項の周知徹底
- 4 防火管理者は、消防設備の配置図及び避難経路図を作成し、掲示しておく。
(別表1)

第4節 本校周辺の環境及び予想される災害

本校は、東播磨地域の中核都市加古川市に位置し、JR加古川駅に近く、交通量のある国道があり、周囲は住宅も多い。加古川市の気候は温暖であるが、市内を一級河川の加古川が貫流しているため、河川の増水・氾濫などによる災害時の備えが必要である。予想される災害としては、風水害・火災・地震・交通事故等が考えられる。

○風水害：台風や大雨による被害としては道路の冠水、加古川の氾濫、看板等の飛来物、学校周辺の停電等が考えられる。

道路の冠水では、交通渋滞等により教職員及び生徒の登下校に、支障をきたすおそれがある。また、漂流物にあたってケガをしたり、ふだんでは避けられる地面のくぼみや側溝・水路等で、教職員及び生徒が被害を受ける可能性がある。

○火災：学校内での火災の原因としては、ガス漏れ及び電気器具や配線等の漏電によるもの、そして化学薬品の混合によるものがある。特に冬季においては、暖房器具からの出火が考えられる。本校としては、各部屋には防火管理火元責任者を置き、火災避難訓練を定期的実施し、同時に避難経路の確保及び適切な誘導措置、初期消火等が必要である。

○地震：1995（平成7）年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災の教訓をふまえて、ふだんからの備えについて万全の対策をたてる必要がある。

○交通事故：本校は自転車通学の生徒が多く、交通マナーの遵守を指導しているが、登下校時の事故に十分な注意が必要である。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織

日常の火災予防及び地震時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに各階又は教室ごとに火元責任者を、建物及び消防用設備等の点検、検査を実施するための自主点検検査員をおく。

- (1) 火元責任者の指定及び任務は別表2のとおりとする。
- (2) 防災設備等の点検検査は次のとおりとする。

項目	担当者
1 建物等の検査	
2 火気使用設備の点検整備	
3 消防設備の点検整備	
4 電気設備の点検整備	
5 警報設備の点検整備	
6 避難設備の点検整備	
7 救護設備の点検整備	

第2節 自主点検、検査の記録

防火管理者は、定期的に点検検査を行い、その結果を記録・保管する。

第3節 不備欠陥の整備

防火管理者は、建物及び消防設備等に不備欠陥があるときは、その改修計画を立案し、その促進を図るものとする。

第4節 火災予防上の遵守事項

日常における火災の予防及び火災発生時の避難を容易にするため、本校に出入りするすべての者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は使用前及び使用後は必ず点検し安全を確認すること。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓し、消火用水又は消火器を用意しておくこと。
- (3) 校舎内には、危険物類、引火性物品等は許可なく持ち込まないこと。
- (4) 移動式ストーブは必ず定められた場所で使用すること。
- (5) 喫煙は学校敷地内では行わないこと。
- (6) 避難口、廊下、階段には避難上障害となる物品を置かないこと。
- (7) 廊下・階段は、避難時につまずき、すべり等を生じないように維持しておくこと。

第5節 防火管理者への連絡事項

次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し承諾を得るものとする。

- (1) 教室等の一部を変更し使用するとき。
- (2) 教室等において火気使用設備器具の増設や移動を行うとき。
- (3) その他防火管理上必要と認める事項。

第6節 避難場所の指定

- (1) 防火管理者は、生徒・職員を安全に避難させるため、次の場所を指定しておくものとする。
 - ・ 第一次避難場所 本校運動場
 - ・ 第二次避難場所 広域避難場所（防災機関の指定場所）
- (2) 災害発生時に、避難所として地域住民を受け入れる場合、「加古川市と県立高等学校の避難所指定にかかる覚書」により、本校運動場と体育館を指定しておくものとする。

第7節 震災予防措置

各火元責任者は、地震時の災害を予防するため、随時次の検査を行うものとする。

- (1) 校舎及び校内の施設物の倒壊、落下の有無
- (2) 教室内及び事務室等における棚、ロッカー、ガラス窓等の転倒、落下の有無
- (3) 火気使用設備器具等の転倒の有無及び自動消火装置の作動状況の適否
- (4) 教材等の転倒、落下の有無
- (5) 危険物及び化学薬品等の転倒、落下の有無

第8節 震災に備えての備蓄品

震災に備え、次の品目を備蓄しておくものとする。

- (1) 救急医薬品
- (2) 携帯用拡声器、メガホン
- (3) ラジオ
- (4) 携帯用照明器具
- (5) その他必要なもの

第9節 安全点検リスト

点 検 項 目		担 当 者
1	防災用品は所定の場所にあるか。 *ハンドマイク*防災無線*ラジオ*救急箱*懐中電灯*電池 *軍手*防災工具(バール、チェーンソー)*緊急連絡用生徒住所録 *メガホン*ロープ*マジックペン	総務広報部
2	緊急時の放送設備の点検	放送部顧問
3	防火・防災設備の整備点検 *防火扉*消火器*消火栓*煙・熱探知器*警報器*避難器具	総務広報部
4	避難経路図が各教室に掲示され、周知徹底しているか。 <点検個所> HR教室 HR教室以外の教室等	HR教室－各担任 HR教室以外－火 元責任者と同じ
5	避難経路となる廊下、階段等に障害物がないか。 <点検個所> 各建物の廊下・階段	総務広報部
6	避難経路となる教室の出入り口や机間に障害物がなく、整理整頓されているか。 <点検個所> HR教室 HR教室以外の教室等	HR教室－各担任 HR教室以外－火 元責任者と同じ
7	次の物の転倒、落下防止の措置がなされているか。 *事務機器*ロッカー*書棚*薬品棚*食器棚*掃除用具入 *冷蔵庫*照明器具*テレビ*絵画*時計*エアコン *スピーカー*黒板*各種棚 <点検個所> HR教室 HR教室以外の教室等	HR教室－各担任 HR教室以外－火 元責任者と同じ
8	屋外にある物の転倒、落下防止の措置がなされているか。 *外壁*フェンス*バックネット*旗掲揚柱*時計	総務広報部

第3章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育と訓練

- (1) 本校の職員・生徒は、災害に際して身を守り、施設・設備の保全及び被害の軽減を図るため、進んで防火に関する知識を得るとともに、防災に関する訓練を積み重ねなければならない。
- (2) 防災教育副読本「明日に生きる」を活用し、事前に防災訓練の意義を生徒に理解させ、「自らの命は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本に指導する。教職員は明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う。
- (3) 火災・津波・地震など様々な災害を想定した避難訓練を工夫する。実施にあたって、訓練状況の設定（地震がおき、火災が発生・運動場が陥没等で使用できないなど）、想定場面の設定（授業中・放課後等）の多様化を図る。

第4章 災害発生時の対応

第1節 自衛防災組織の設置及び活動

火災等の災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため自衛防災組織を次のとおり編成する。なお、校務運営委員、各組織の班長、防災計画立案者をもって防災本部とする。

自衛防災組織および役割

隊長	班名	班長	班員
	統括班 (防災本部)		
	通報連絡班		
	避難誘導班		
	搬出班		
	応急防災班		
	救護班		
	警備班		

班名	役割
隊長	生徒全員の避難状況の把握。自衛防災活動上必要な指揮、命令。消防隊に対する情報の提供
統括班	本部・全体の統括。生徒全員の避難状況の把握
通報連絡班	校内放送担当。消防署に119番電話。出火時間・場所・現場の状況を通報。同時に生徒に校内放送する。(出火場所を的確に告げた後、沈着に行動するよう連絡する。)
避難誘導班	出火場所を確認後、最も安全な経路を通して生徒を運動場へ誘導・整列点呼。生徒の人員点検 【委員長→担任→学年主任→統括班長(教頭)】
搬出班	持ち出し品の確認。緊急性を最優先とし、必要最小限のものにする。
応急防災班	火災発生の際とともに事務室に集合。火災発生現場を確認した後、消火器を持って現場へ急行(消火活動)
救護班	救急用品及び救急用資材の確認。持ち出し
警備班	教室・トイレ等を点検して残留者がいないか確認

*教職員の点呼は各部部长・各学年主任・事務長が行う。

第2節 自衛防災隊長

自衛防災組織においては、学校長を自衛防災隊長(以下隊長という)とする。

第3節 自衛防災隊長の権限と任務

自衛防災隊長は自衛防災活動における一切の権限を有し、次の任務を行う。

- (1) 生徒全員の避難状況の把握
- (2) 各種災害の状況を判断し、自衛防災活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防隊に対する情報の提供

第4節 災害時における避難誘導

避難誘導の担当者

災害発生時の状況	避難誘導担当者	誘導・指示の方法
授業中	授業担当者	避難誘導担当者が避難誘導をする。 人員の掌握は担任、学年主任が行う。
休み時間中	全教職員	
課外活動中	指導者	指導者・引率者が避難誘導、人員の掌握をする。 他の教職員は校内に残っている生徒の避難誘導と安全確保に当たる。
校外活動中	引率者	
登下校中	全教職員	教職員で分担して、臨機応変に生徒の安全確保、掌握に努める。
学校休業中		

災害時の避難誘導における教職員の指示対応と生徒の行動

教職員の指示対応	全校生への指示・誘導	校内放送で避難誘導の指示をする。 校内放送が使えないときは、ハンドマイク等を使い臨機応変に指示をする。 避難集合した生徒の人員確認・掌握は次による。 担任→学年主任→本部
	避難誘導担当者の指示・誘導	生徒の安全確保を第一に、避難誘導をする。 冷静かつ落ち着いた態度で避難誘導をする。 避難先では学年団と協力して、人員確認・掌握に当たる。
生徒の避難行動		教職員の指示に従い、整然と避難する。 自分の安全を確保しつつ、負傷者や弱者の救護をする。 集合場所では整然と整列し、教職員の指示に従う。 委員長は担任の人員確認の補助をする。

第5節 状況別危機管理

(1) 火災の場合

各担当	行動の指針
防災本部	<ul style="list-style-type: none"> 火災が発生したときは、直ちに校内放送で避難の指示をする。 グラウンドで人員確認と以後の行動についての指揮をとる。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> 火が小さく消火可能なときは、安全を確認しながら生徒に指示するなどして初期消火に当たる。 消火と並行して電話や、生徒を連絡に走らせるなどして職員室・事務室へ火災の発生を知らせる。 連絡を受けた職員はすぐ119番に通報する。通報に当たり、「県立加古川東高等学校で火災が発生したこと」を明確に知らせる。 火が大きくなり、消火不可能または身体に危険が及ぶと判断したときは速やかに避難するよう指示をする。 避難に当たっては的確な避難ルートを示し、窓を閉め、荷物を持たず、整然と避難させる。 人員を確認し、逃げ遅れたものがいたら消防隊に知らせる。
生徒	<ul style="list-style-type: none"> 火が小さいときは教職員の指示に従い、初期消火に当たる。 職員室・事務室およびまわりに知らせる。(大声で・物をたたいて等) 火が大きくなったときは窓を閉め指示に従い避難する。 避難に当たっては、姿勢を低くし、ハンカチで口を押さえるなどしてできるだけ煙をすわないように逃げる。 冷静にかつ俊敏に避難する。

(2) 風水害の場合

各 担 当	行動の指針
防災本部	<ul style="list-style-type: none"> 風水害に対する警報が発令されたときは直ちに対応方法について協議する。 警報が出ない場合でも必要と判断される場合は、対応について協議をする。
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> 協議に基づき、安全を確認し帰宅させる。 天候の状況により、学校に待機させた方が安全と判断される場合は、学校に待機させる。 教室内の窓・カーテンを閉めさせる。 生徒を高い場所（本館・普通教室棟の2階以上）に避難させる。 津波警報が発令された場合は、本館・普通教室棟の3階以上に避難させる。 （震度6強で予想される最大津波高3m、津波到達時間地震後約2時間弱） 非常持ち出し品を浸水から守る手段を取る。
生 徒	<ul style="list-style-type: none"> 窓を閉め、教職員の指示に従い待機をする。 必ず靴を履き、足元に注意し、指示された棟・階へ避難する。 帰宅できる場合は、家族と打ち合わせてある経路で帰宅する。

(3) 地震の場合

各 担 当	行動の指針
防災本部	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生したときは、防災本部（教頭＋総務広報部）で協議し、危険と判断される場合は校内放送により避難の指示をする。 災害の状況により協議が不可能なときは、臨機応変の対応をする。 避難をした時は直ちに集合場所であるグラウンドで、人員確認と以後の行動についての指揮をとる。 情報の収集にあたり、必要な情報を教職員生徒に伝達する。 必要に応じて関係各機関と連絡をとる。
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時には、机の下にもぐらせるなど、身体の安全を確保する行動をとるよう生徒に指示をする。 机など身を隠すものがないときは、落下物の危険を避け、カバン・本などで頭部を保護させ揺れが収まるのを待つ。 揺れがおさまったら校内放送の指示に従って生徒に避難をさせる。 地震の被害で校内放送が使えないようなときには、臨機応変に安全に生徒を避難させる。 実験実習などで火気や電気を使用している場合には、火を消し元栓をしめる、コンセントを抜く等二次災害を防ぐことに努める。 2次災害の防止や負傷者の救護に必要な時は生徒にその指示をする。
生 徒	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の指示に従い、安全確保の行動や避難をする。 教職員の指示に従って、2次災害の防止や、負傷者の救護をする。
地震がおさまったら	<p>(1)防火管理者及び火元責任者は、校内の生徒の安全を確認するとともに建物、火気使用設備器具及び消火用設備等の点検を実施し、異常が認められる場合は安全措置を講ずるものとする。</p> <p>(2)二次災害を防止するため、ガス、電気設備器具及び危険物を使用する施設については全設備、器具の安全を確認後、使用を開始する。</p>

第6節 勤務時間外の対応

(1) 緊急時の配備レベルと配備基準

第1号配備 (少数の人員で主として情報の収集・伝達にあたる体制)	災害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域で大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪警報又は特別警報のいずれかが発表され小規模の被害が生じたとき ・当該地域で震度5弱以下の地震を観測又は津波が発生、小規模の被害が生じたとき
	配備体制	管理職（3名）及び委嘱を受けた近距離通勤者
第2号配備 (少数の人員で、災害応急対策にあたる体制)	災害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域で大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪警報又は特別警報のいずれかが発表され中規模の被害が生じたとき ・当該地域で震度5弱以下の地震を観測又は津波が発生、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ・当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき ・「大津波」の津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想される時
	配備体制	校務運営委員（12名）及び委嘱を受けた近距離通勤者
第3号配備 (原則として所属人員の全員を配備し、災害応急対策に万全を期してあたる体制)	災害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域で雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪警報又は特別警報のいずれかが発表され大規模の被害が生じたとき ・地震が観測され県内に津波が発生し、大規模な被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ・当該地域で震度6強以上の地震を観測した時
	配備体制	原則全教職員（71名）

注1) 近距離通勤者とは、自宅から学校までの所要時間が、徒歩又は自転車等で概ね30分以内の者をいう。

注2) 委嘱を受けた近距離通勤者とは、毎年校長により委嘱を受けた近距離通勤者をいう。

(2) 気象情報・被災状況等の確認・登録

兵庫県 CG ハザードマップ <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

ひょうご防災ネット <http://bosai.net/>

防災ネットかこがわ <http://bosai.net/kakogawa/>

登録：kakogawa@bosai.net に「空メール」を送る

(3) 教職員への連絡

上記の配備体制を確保するため、教職員は災害の状況に応じ自主的に参集するとともに、校長の指示のもと以下の方法により教職員に連絡を行う。

(ア) 本校ホームページ (イ) 本校メールマガジン (ウ) 本校TEAMS

また、災害の状況や自らの被災のため、やむをえず参集できない場合は以下の方法により学校に連絡する。

(ア) 電話 079-424-2726 FAX 079-424-5777 (イ) 電子メール kakohigashi-hs@hyogo-c.ed.jp

(ウ) 本校TEAMS

第7節 学校施設・設備の被害状況の点検

安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・天井等の非構造部の落下、転倒等の安全確認 ・学校施設・設備の整理をするときに安全確認 ・化学教室など特別教室の危険物の安全確認と応急処置 ・危険個所の確認と立ち入り禁止区域の設定
点検箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（電気・水道等）が使用できるか点検 ・ガス会社の点検があるまで、ガスの元栓を閉めておく ・給水タンクの残り水は断水の際の貴重な水となるので、給水栓を閉じる ・プールの水の使用方法を検討
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎が使用可能かどうかの決定は、専門家の調査結果を待つ ・施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく ・教育委員会・災害対策本部と連絡をとり、情報収集に努める

第8節 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

※上記避難所の開設については、「加古川市と県立高等学校との指定緊急避難場所及び指定避難所の指定にかかる覚書」（以後「覚書」とする）に基づき実施する。

（1）避難情報

防災本部（統括班）は、加古川市が発表する避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）を確認・分析し、避難所支援班に対し避難所等の開設準備など適切な指示を行う。特に加古川市が運営する「防災ネットかこがわ」などの情報を活用する。

（2）避難所等の開設指示

（ア）本校の近隣地区に、河川洪水、土砂災害、高潮災害、津波災害等の災害が発生し、加古川市より「覚書」に基づき、避難所開設通知書の通知がなされた場合は、指定緊急避難場所（体育館及び屋外運動場）又は指定避難所（体育館）を開設する。

ただし、緊急の場合はこの限りではない。

（イ）防災本部は加古川市と密接に連絡をとり、協働して避難所等の開設を行う。

（ウ）防災本部の指示により避難所支援班は、その分担にしたがい避難所等の開設を行う。

（3）避難所等の運営

（ア）避難所支援班の本部は、本校の会議室に置く。

（イ）避難所支援班の運営は、防災本部の指示にもとづき行い、状況に応じて活動の範囲を適宜拡大する。

（ウ）平日の勤務時間外の時間帯や、週休日、祝日の場合は、在校教職員又は最初に登校した教職員が防災本部と連絡を取り、その指示のもと本校施設（体育館及び屋外運動場）への避難者の誘導を行う。

（エ）加古川市より指定緊急避難場所の指定を受けた場合は体育館又は屋外運動場に、指定避難所の指定を受けた場合は体育館へ避難者の誘導を行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

（オ）避難者を上記施設のみでは収容不能と判断される場合は、加古川市と協議のうえ清流館（生徒集会室、剣・柔道場、大会議室）を避難所として開放する。ただし、原則として本館、普通教室棟、中館、南館への受け入れは極力控える（授業再開のための期間を短縮するため）。

（カ）避難所支援班は、加古川市及び地域の町内会等と協働して、以下の避難所等の運営に係る初期業務を行う。地域の町内会との協働については別途定める。

- | | |
|--------------------|------------|
| ア 施設開放区域の明示・避難者の誘導 | イ 物資の調達・配給 |
| ウ 衛生環境の整備 | エ 炊き出しへの協力 |
| オ 情報連絡活動 | カ 避難者名簿の作成 |

- (キ) 避難所の管理及び運営に係る教職員の過度の負担が長期化しないよう、速やかに避難所等の管理及び運営について加古川市に移行する。

第9節 教育活動の再開への取組

(1) 教育活動の再開の判断

防災本部は、避難者、避難所、学校施設、登下校路、交通機関等の状況について情報を収集するとともに加古川市と協議を行い、教育活動の再開の範囲・時期を決定する。

(2) 教育活動再開当初の対応

- (ア) 学校施設・設備を点検し、危険個所がないか点検する。
- (イ) 備品・消耗品等の点検・補充を行う。
- (ウ) 生徒やその家族の状況を把握する。
- (エ) 被災によりショックを受けた生徒の心のケアを行う。
- (オ) 状況に応じた学習計画を立案する。

第10節 避難所運営組織と教職員の任務

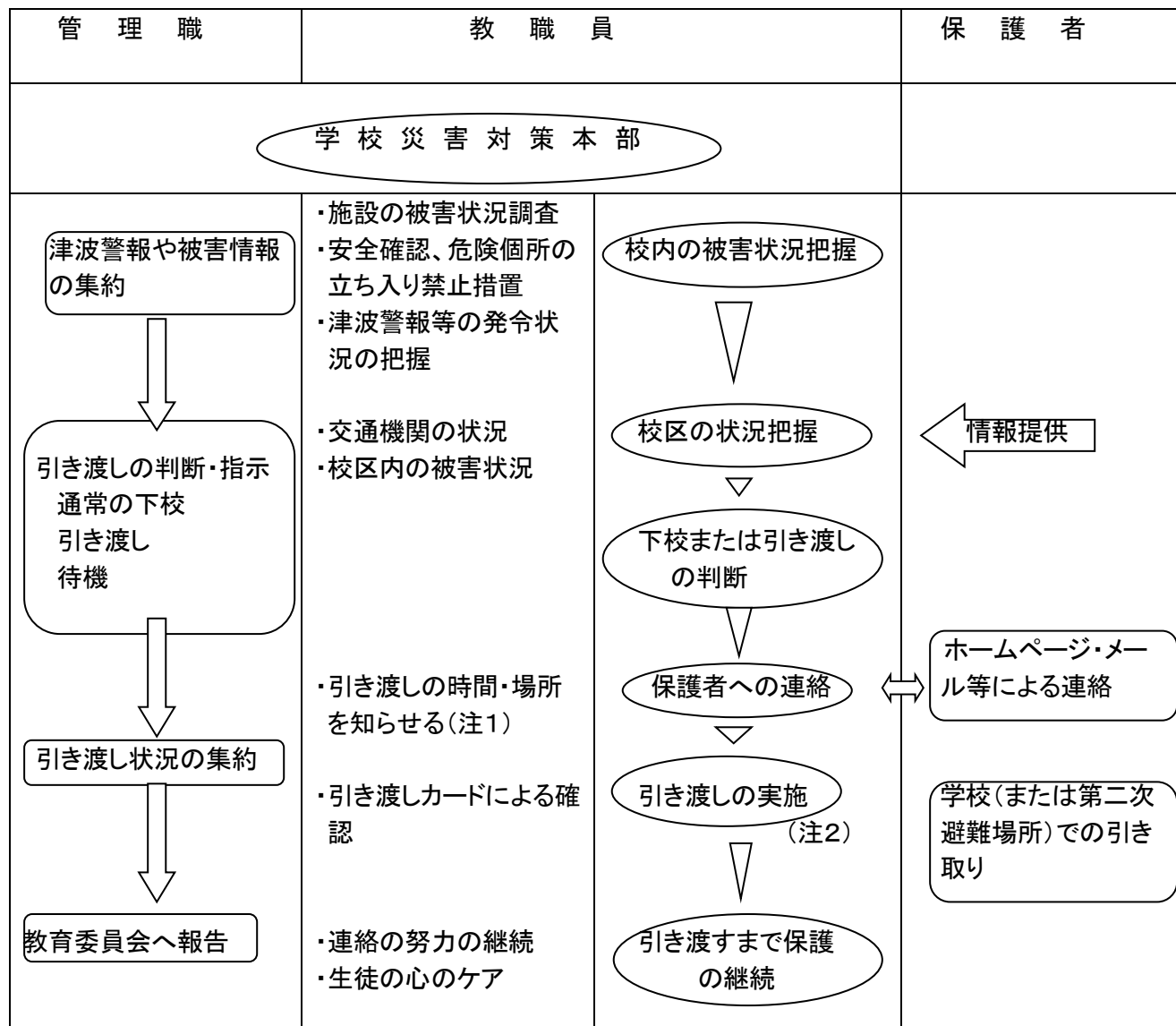
※本校の施設が避難所として活用される場合は、下記の避難所支援班を設定して対処する。

班名	班長	班員
統括班 (防災本部)		
情報広報班		
物資管理班		
衛生班		
救護班		
警備防火班		
避難誘導班		

避難所支援班	分担係名	主な業務
	班長	<ul style="list-style-type: none"> 避難状況の把握。自衛防災活動上必要な指揮、命令。関係機関、省庁に対する情報の提供
	統括班	<ul style="list-style-type: none"> 本部・全体の統括。避難状況の把握
	情報広報班	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、整理、確認及び伝達 開放できる区域と立入禁止区域の明示 できるだけ速やかに避難所名簿の作成 掲示板等の情報提供場所の設置 避難者用緊急電話の早急な設置依頼 電話等の外部からの問い合わせへの対応 ボランティア受入準備と活動場所の選定
	物資管理班	<ul style="list-style-type: none"> 食料、衣料等の救援物資の加古川市への要請 食事、救援物資の配給経路の把握 本部設置のための備品類の確保 仮設テント等の設置と備蓄品等の管理 食料等の配給場所、時間、方法の検討 救援物資の受取り、仕分け、保管および分配
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレの設置と消毒 ゴミ処理とゴミ収集場所の設置及び管理 食料配給所、調理場所の清掃、消毒 上下水道停止の際の伝染病等の予防対策
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> 学校医、地域の病院との連携 避難者の病気、負傷に対する初期対応 高齢者、病弱者、障害者への優先的配慮 避難者の健康体操、レクリエーションの実施
	警備防火班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所内巡視当番の編成と当番表の作成 避難所内の秩序維持及び盗難防止 避難所使用マナーと生活基本ルールの助言 火気の使用場所と喫煙場所の設定
	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 避難者を施設開放優先順位に従い誘導 緊急車両・救援物資搬入の通路の確保 二次災害防止のための避難地への誘導 自家用車等の乗り入れへの対応

第 11 節 緊急時の生徒の保護者への引き渡しと待機の判断

* 地震・津波発生時



注 1) 事前に以下の事項を保護者に連絡しておく

- ①災害時は、学校への電話連絡が集中し、繋がらない場合があるので、ホームページ・メール連絡を原則とする。学校指定のメールアドレス等の確認をして下さい。
- ②学校で保管している「生徒引き渡し確認票」を大規模災害時の引き渡しの際に利用します。
- ③万一の時の、生徒と家庭との連絡方法(登下校時・徒歩で帰宅の場合等)・帰宅途中の広域避難場所等について確認し、話し合っておいて下さい。

注 2) ①在校中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は引き渡しによる下校とする(保護者の迎えがあるまで学校で待機)。震度 4 以下では、異常がなければ授業を再開、または安全に配慮して下校。

②大津波・津波警報が発令されている場合は、引き渡しは行わず待機

第5章 危機管理

第1節 安全管理

危機に陥らないための予防及び危機対応能力を高めるための取組

第2節 危機対応

事故発生後の緊急対応は、校長のリーダーシップのもと、総括本部が、全体の指揮・監督に当たるものとする。特に、被害生徒等の保護者対応、報道対応等、チームとして対応することが必要である。

(1) 校内危機対応組織および役割

班 名	班 長	班 員
統 括 本 部		
事件・事故対応班		
避難誘導・安全確認班		
救 護 班 (メンタルサポート班)		
情 報 整 理 班		
電話・来校者対応班		
マスコミ対応班		

※ 班長不在の場合は、班員の左端の者が代理・代行する。

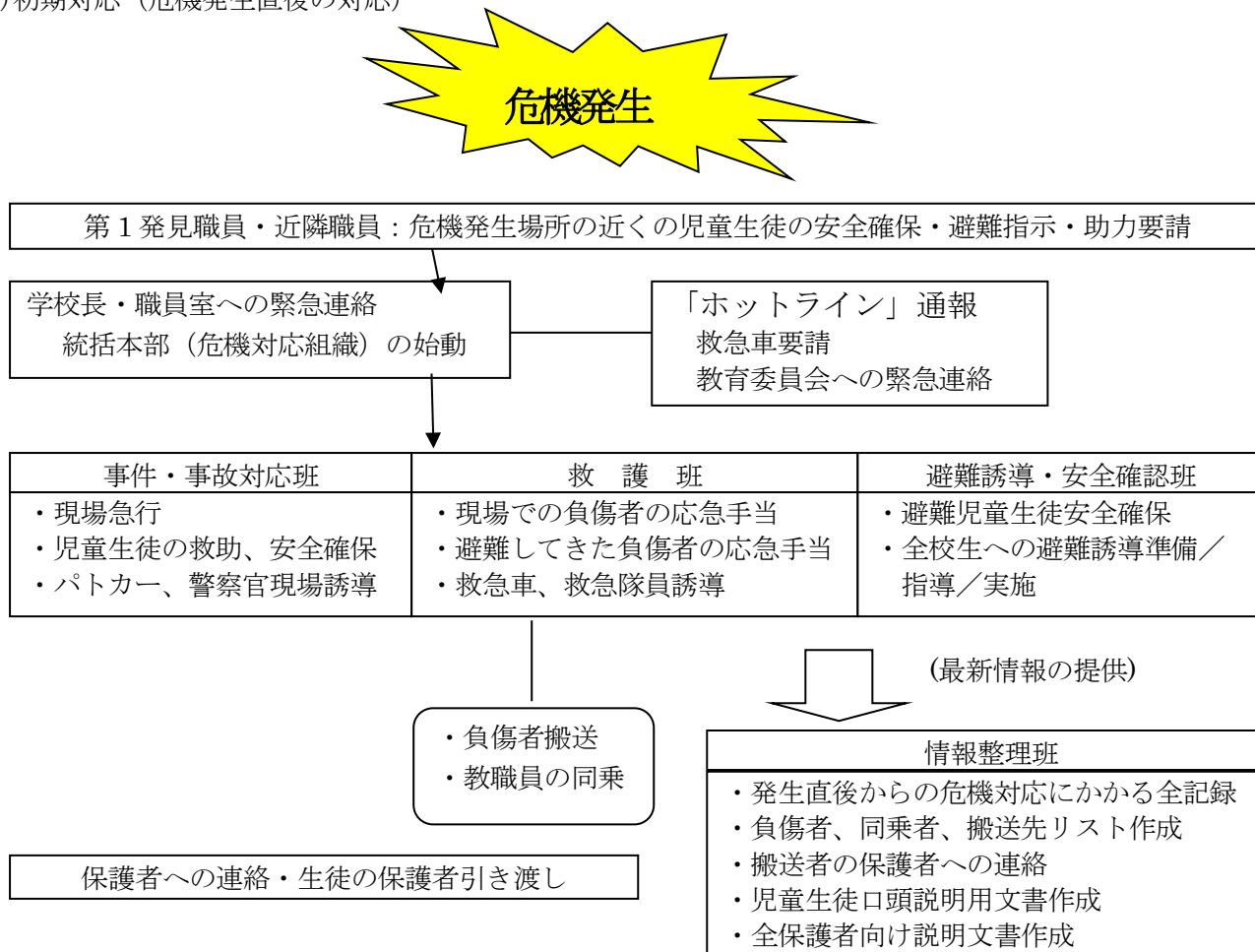
班 名	役 割
統 括 本 部	(学校長)・全体総括 ・関係機関、省庁への連絡 ・生徒、教職員への説明 ・必要な人材の派遣要請 ・マスコミ関係者対応 等 (教 頭)・学校長の補佐 ・学校長の指示による上記役割の実施 (各班長)・各班の取りまとめ及び本部内での状況説明
事 件 ・ 事 故 対 応 班	①事件・事故の初期対応(救護を除く)を行い、その状況を逐次情報整理班に報告する ・加害者、被害者への対応(加害者、被害者の隔離・保護、状況の聞き取り等) ②初動における警察、消防等関係機関との連絡・調整 ③必要な場合は、救護班と連携して対応する ④聞き取りを行う場合は、当該学年主任、担任等と連携して対応する ⑤不審者対応 ・危害を加えるおそれのない場合、別室へ誘導 ・加害行動に及んでいる場合の生徒の救助及び安全確保 ・他の不審者の有無の確認
避 難 誘 導 安 全 確 認 班	・危機に伴い想定されるパニック等に対する集団管理 ・生徒の避難指示、誘導 ・避難後の安否確認、安全確認 ・緊急一斉下校を行う場合の全体指導
救 護 班	・応急手当 ・医療援助の必要性の有無の決定 ・救急車両誘導 ・負傷者氏名及び容態、救急搬送先及び同乗者リストの作成 ・搬送先医療機関からの情報収集、整理
メンタルサポート班	・当該生徒等のメンタル面のサポート ・今後の学校生活への復帰の支援 ・専門家(カウンセラー、医師等)との連携 ・当該生徒の保護者への支援
情 報 整 理 班	・各班及び警察等関係機関からのあらゆる情報の収集、記録、整理 ・生徒への口頭説明文書作成 ・保護者等への説明文書作成 ・記者発表のための簡潔な資料の作成 → 逐次統括本部に報告
電話・来校者対応班	・保護者控室の設置 ・事件、事故を知った保護者や一般の人たちからの電話質問や来校者への対応、説明
マスコミ対応班	・マスコミ関係者対応、記者発表の準備等

(2) 校内危機対応手順

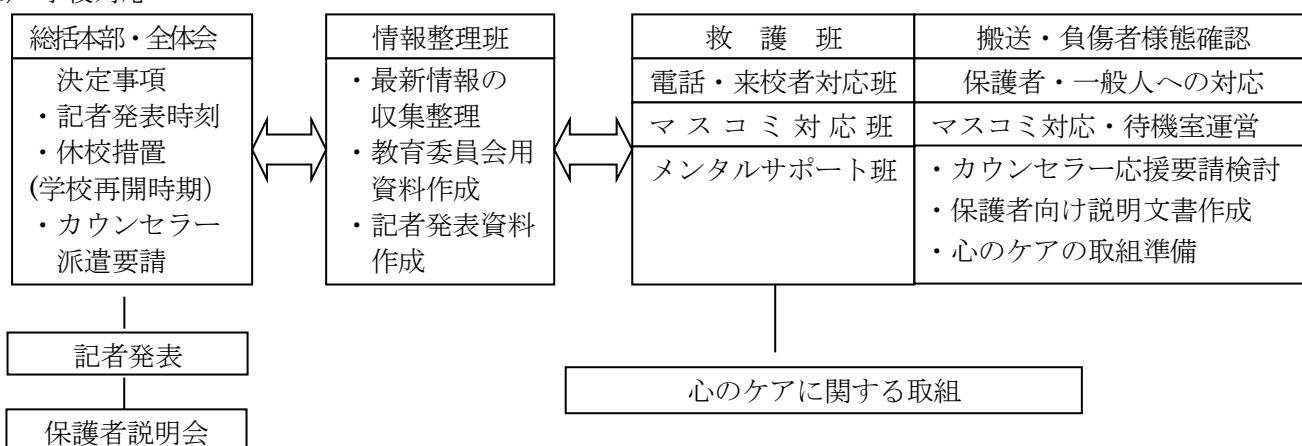
危機対応手順

1 事件・事故等危機が発生した場合

(1) 初期対応（危機発生直後の対応）



(2) 事後対応



2 不審者に対する危機対応

(1) 外来者への対応

- 校門には「校内に許可なく立ち入ることを禁ずる」看板を設置する。
- 外来者への事務室案内表示を示す。
- 外来者は事務室で受付を済ませ、入校証（来訪者タグ）を身に着ける。

(2) 不審者への対応

① 入校証を着けていない不審な外来者を発見した場合

- 複数で対応し、挨拶、声掛けをして案内が必要かどうかを確認する。
- 正規の外来者には、事務室で受付を経て、担当部署に連絡・案内を行う。
- 返答が不審な外来者には、校長・教頭・事務長に連絡し、必要な場合は県警ホットラインを使用して警察に連絡する。

② 凶器等を所持した明確な不審者を発見した場合

- 直ちに県警ホットラインを使用して警察へ連絡する。
- 大声で危険を知らせ、複数で対応できるように応援を求める。可能な限りの現場対応を行い、生徒の避難・安全確保を第一として、「さすまた」を使うなど時間を稼ぐ措置を行う。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待つ。

※【県警ホットライン】は2か所設置。

職員室内教頭席東側のキーボックス下および事務室内シュレッダー上の壁

※【さすまた】は3か所設置。

職員室の両サイド壁および事務室

(3) 安全確保

- 事故発生時は状況を正確に把握し、安全確保のための判断を的確に行う。
- 不審者が凶器等を保持している場合は、危険個所・危険が予測される個所を特定し、直ちに避難経路を決定し、避難指示をする。
- 避難場所では速やかに点呼を行い、生徒の安否確認・安全確保をする。

(4) 不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

A	校門	校門の施錠管理 来訪者向け案内看板「校内に許可なく立ち入ることを禁ずる」の設置 事務室受付への案内表示
B	校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎入口や受付への案内・誘導・指示 死角の排除
C	校舎への入り口	入口・受付の指定 事務室受付での来訪者の確認・タグ着用

(3) 被害生徒等の保護者への対応

- ① 被害児童生徒等の保護者に対し、総括本部の指示のもと、事故等の発生（第1報）を学年と連携しながら可能な限り早く連絡する。なお、その際には、事件・事故等の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理（情報整理班）した上で行う。
- ② 被害の詳細や搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で、第2報の連絡を行う。以後、できる限り迅速かつ詳細に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。
- ③ 学校は、被害生徒等の保護者に寄り添い、信頼関係にたつて事態への対処ができるよう、総括本部の指示のもと対応の責任者を定め、常に情報の共有化を図る。
- ④ 学校は、被害生徒等の保護者の要望や状況に応じて、信頼できる第三者（キャンパスカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を紹介し、相談・支援ができる環境を整え、被害生徒・保護者の心のケアに努める。

(4) 県教育委員会等への報告、支援要請

- ① 学校は、死亡事故及び治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故が起こった場合には、学校は、所定の書式にしたがい、県教育委員会に速やかに報告を行う。また、必要な場合は、警察等関係機関に対しても情報提供を行う。
- ② 事故の状況に応じ、学校は県教育委員会に対し必要な人員の派遣や助言等の支援を要請する。

(5) 保護者への説明

- ① 総括本部は、情報整理班と連携しつつ、保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐため、状況に応じて、保護者説明会など、保護者と必要な情報共有を行う。
- ② 情報を発信する際には、以下の点に留意し、外部に出せる情報を明確にする。
・発生事実の概要 ・対応経過 ・今後の取組・方向性など
- ③ 保護者説明会の開催等、当該被害生徒の保護者以外の保護者に説明をする際には、あらかじめ当該被害生徒の保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。

(6) 記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整

- ① 総括本部は、情報整理班からの情報、警察等の関係機関が発信した情報等を吟味しながら正確な事実確認を行った上で情報の公表を行う。
- ② 情報の公表に当たっては、学校と県教育委員会で調整の上、総括本部が主体となり、事実を正確に発信する。
- ③ 記者会見を含む情報の公表の際には、あらかじめ当該被害生徒の保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。

(7) 基本調査の実施

※ 調査には、事実関係を整理する「基本調査」と、事故に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」があり、「基本調査」は原則学校が、「詳細調査」は「基本調査」を踏まえ県教育委員会の判断のもと、専門家等が参画した調査とする。

- ① 「基本調査」とは、調査対象となる事案の発生後、速やかに着手する調査であり、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。
- ② 調査対象は、登下校中を含めた学校の管理下において発生した死亡事故及び(4)の①の報告対象となる死亡以外の事故のうち、県教育委員会が必要とした事故とする。
- ③ 調査の実施に当たっては、総括本部が主体となり、各班が連携して調査を行う。
- ④ 事故等の聞き取りを行う際は、原則3日以内を目途に、関係するすべての教職員から行うとともに、必要に応じて事故現場に居合わせた生徒等への聞き取りも実施する。
- ⑤ 学校は「基本調査」の結果を速やかに県教育委員会に報告する。

第6章 生徒の自殺予防

第1節 子どもの自殺の実態

子どもの自殺は、一般に考えられているよりもはるかに深刻で、中学・高校教師の5人に1人は生徒の自殺に、3人に1人は自殺未遂に遭遇したことがあるという調査結果がある。

第2節 自殺に追いつめられる子供の心理

自殺はある日突然起こるのではなく、長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥るのが一般的である。

危険な心理状態

- ① ひどい孤立感
- ② 無価値感
- ③ 強い怒り
- ④ 苦しみが永遠に続くという思い込み
- ⑤ 心理的視野狭窄

第3節 どのような子どもに自殺の危険が迫っているか

潜在的に自殺の危険が高いと考えられる子どもの特徴には以下のようなものがある。

- ①自殺未遂
- ②心の病
- ③安心感のもてない家庭環境
- ④独特の性格傾向（極端な完全主義、二者択一思考、衝動性など）
- ⑤喪失体験（離別、死別、失恋、病気、怪我、急激な学力低下、予想外の失敗など）
- ⑥孤立感（特に友達とのあつれき、いじめ など）
- ⑦安全や健康を守れない傾向（最近、事故や怪我を繰り返す）

第4節 自殺直前のサイン

自殺直前のサインを見落とさないよう、以下のような行動が見られた場合は他の教員と情報を共有し、組織的な対応を行う。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 自殺のほめかし | <input type="checkbox"/> 自傷行為 |
| <input type="checkbox"/> 行動、性格、身なりの突然の変化 | <input type="checkbox"/> 家出 |
| <input type="checkbox"/> アルコールや薬物の乱用 | <input type="checkbox"/> 重要な人の最近の自殺 |
| <input type="checkbox"/> 最近の喪失体験 | <input type="checkbox"/> 怪我を繰り返す傾向 |
| <input type="checkbox"/> 自殺計画の具体化 | <input type="checkbox"/> 別れの用意（整理整頓、大切なものをあげる） |

※他にも類似したサインが見受けられる場合は、同様の対応を行う。

第5節 対応の原則

自殺の危険が高まっている生徒への対応は、生徒が心を開くことができるよう以下の原則にしたがい対応する。生徒の気持ちを否定するような対応は避けなければならない。

TALKの原則

- ① Tell : 言葉に出して心配していることを伝える。
- ② Ask : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。
- ③ Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する。
- ④ Keep safe : 安全を確保する。

第6節 対応の留意点

(1) ひとりで抱え込まない

教員一人抱え込まずチームによる対応を行う。教員間での共通理解を得ることにより教員自身の不安感を提言することができる。

(2) 急に生徒との関係を切らない

生徒に対して親身に関われば関わるほど教員の疲労を蓄積することになるが、急に生徒への対応を切ってしまうと生徒を不安にさせ思わぬ結果を招くことがあるため、生徒との間は継続した信頼関係を築くことが大切である。

(3) 「秘密にしてほしい」という生徒への対応

生徒が「他の人には言わないで」などと訴えてくると、教員一人で対応する状況に陥りやすが、そのような場合であってもチームによる対応を行う。

(4) 手首自傷（リストカット）への対応

自傷行為は、将来起こるかもしれない自殺へのサインであるため、スクールカウンセラーなどや専門機関からのアドバイスを参考にして慌てず、真剣に対応する。

第7節 生徒の自殺が起きたときの緊急対応

何よりも大切なことは、子どもを亡くした遺族に対して心から弔意を示し、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を行う。

(1) 遺族へのかかわり

- ① 遺族へのコンタクトを早急に行う。校長、担任等とは別に連絡窓口となる教員を配置する。
- ② 自殺の事実を生徒や保護者、マスコミに伝えるに当たっては、遺族から了解をとる。特に、死亡の事実を文書で保護者に知らせる場合は、あらかじめ遺族に文案を見せて了解をとる。
- ③ 遺族が事故死として扱うことを希望する場合はそれを尊重し、「家庭からは〇〇と聞いています」という表現に留めるなどの工夫をする。
- ④ 亡くなった生徒に兄弟姉妹がある場合は、兄弟姉妹へのサポートも行う。兄弟姉妹が他校にいる場合は他校との連携が必要になる。

(2) 通夜、葬儀について

- ① 遺族の意向を確認して、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定める。
- ② ①の方針のもと、通夜や葬儀について保護者や生徒に連絡します。ただし、通夜は通常夜間に行われるため、生徒が通夜に参列する場合は保護者の判断で参列させる。

(3) 葬儀後のかかわり

- ① 葬儀が終わってからも遺族へのかかわりを継続する。
- ② 遺族の動揺が継続し、遺族から専門的なケアの希望がある場合はスクールカウンセラーなどと相談の上、専門機関等を紹介又は情報提供を行う。
- ③ 学校にある遺品については遺族と話し合い、返却するか、教室に残すかなど生徒も交えて決定する。

<参考>

- ・ 「学校事故対応に関する指針（平成28年3月）」文部科学省
- ・ 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/index.htm

第7章 こころのケア

<基本的な対応の原則>

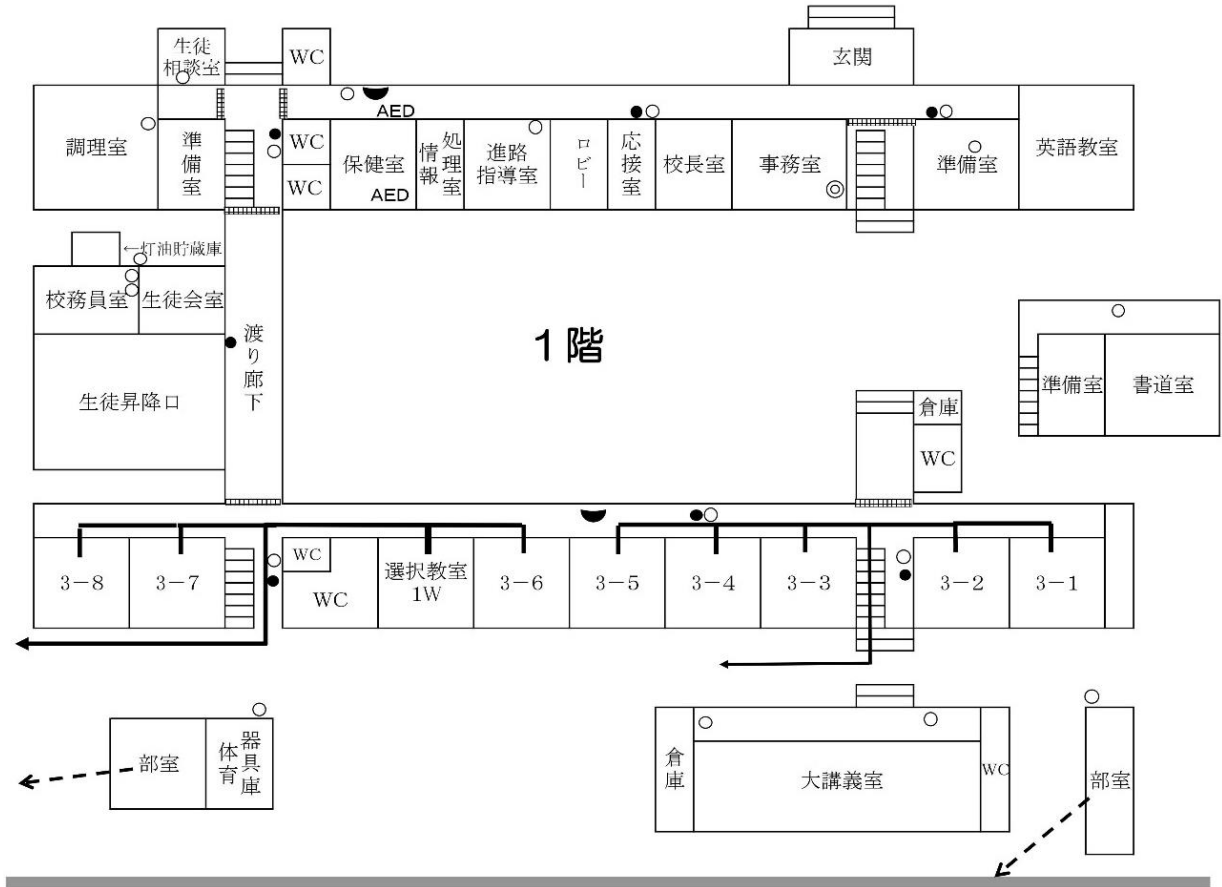
1. 子どもが自ら心配して周囲の者に訴えるときは、十分に聴く。
そのためには、十分な時間をあらかじめ準備しておく必要がある。
2. その上で、必ず元の状態に戻ることを子どもに伝えて安心させる。
3. 子どもに、いろいろと気になる行動や情緒的反応が認められ、家族や周囲の人が気づいても、子どもが気にしたり心配したりしていなければ、その問題を積極的に取り上げない方がよい。
周囲が注目すると、本人の注意や関心がそれに向けられ、かえって症状をひどくしたり、元の状態に戻しにくくなることもある。
4. 原則として、遊びと運動を増やし、家族・学校・社会での人間関係を改善すれば、よい結果が期待できる。
5. 地震の被害を受けた人や地震発生地付近にいた人は、そのできごとの内容を理解しやすいが、被害もなく、地震発生地から離れていた人は、たとえテレビや新聞で情報を受け取っていても、実感しにくいといえる。このため、震災から遠いところにいる人は、自らの感覚を被災者の感覚に近づけて考え、行動する必要がある。

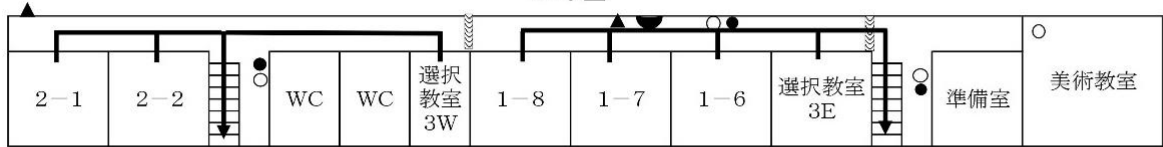
附則

この防災計画は、令和4年4月1日から施行する。

表1 消防施設配置図及び避難経路図

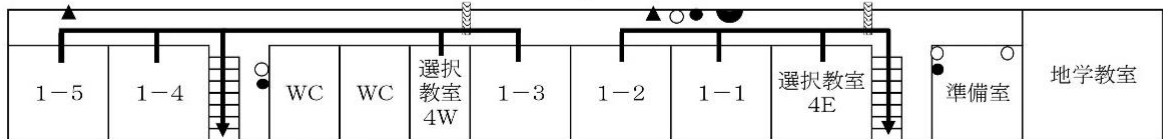
- | | | | | | | | |
|-----|--|---------|--|-----|--|------|--|
| 防火扉 | | 防火シャッター | | 消火栓 | | 消火器 | |
| 避難袋 | | 火災受信所 | | 担架 | | AED | |
| | | | | | | AED | |
| | | | | | | 電気室 | |
| | | | | | | ポンプ室 | |





1階の昇降口か南西出口から出る

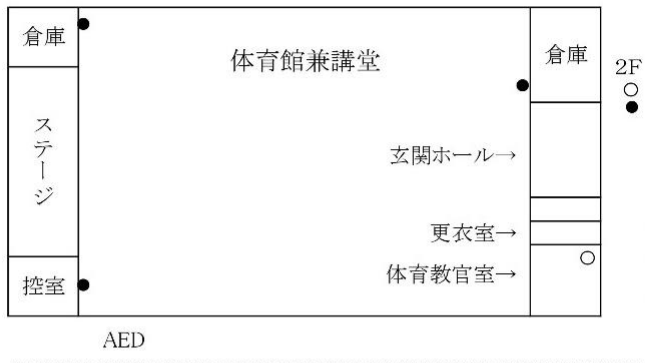
1階の南東出口を使う



2階西渡り廊下より第1本館1階に下りる

1階の南東出口を使う

体育館平面図



清流館平面図

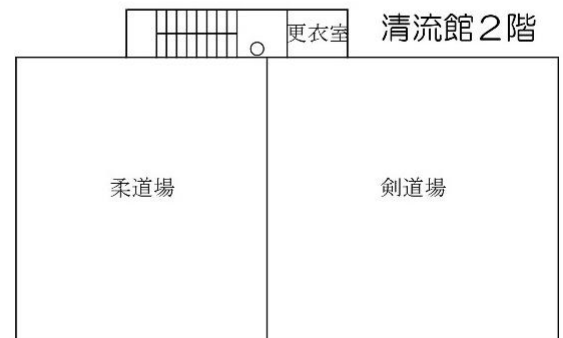
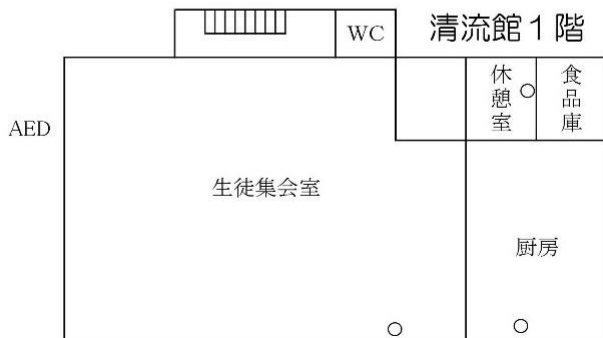
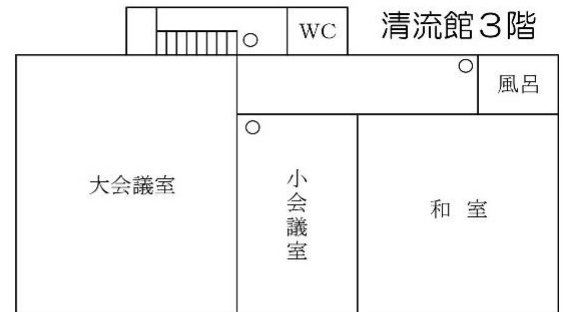


表 2 火元管理責任者

表3 災害時緊急連絡先公共機関の電話番号

①消防署	119	
②警察署	110	
③加古川東高校	079-424-2726	
④役所関係	兵庫県庁	078-341-7711
	加古川市役所	079-421-2000
	高砂市役所	079-442-2101
	稲美町役場	079-491-1212
	播磨町役場	079-435-0355
⑤関西電力	加古川営業所	079-421-3201
	高砂営業所	079-442-2431
⑥大阪ガス	加古川営業所	079-424-4951
	高砂営業所	079-442-2751
⑦水道	加古川水道局営業所	079-427-9324
	(休日) 同警備室	079-427-9331
	高砂市役所水道事業所	079-443-9049
⑧鉄道	JR加古川駅	079-438-0045
	山電高砂駅	079-442-0144
⑨神姫バス	加古川営業所	079-423-2231

校医・主な医療機関

【学校医・学校歯科医・学校薬剤師】

- ・ 松本病院 424-0333
- ・ 曾谷医院 (眼科) 422-2300
- ・ 石島耳鼻咽喉科 (耳鼻科) 422-2829
- ・ 岩崎歯科 (歯科) 422-7000
- ・ 位田薬局 (薬剤師) 420-8820

【公立病院】

- ・ 県立加古川医療センター 497-7000
- ・ 加古川中央市民病院 451-5500
- ・ 高砂市民病院 442-3981

【一般医療機関】

- ・ いのまた循環器科内科 420-0123
- ・ 尾上整形外科 453-5500
- ・ 釜江外科 422-2022
- ・ やぎ整形外科クリニック 427-8008
- ・ 中谷整形外科 426-3000
- ・ 松田耳鼻咽喉科 422-3090
- ・ 松野眼科 422-6057
- ・ 平松眼科 425-5528
- ・ 木村眼科 423-2350
- ・ 順心病院 437-3555
- ・ しょうせ脳神経外科クリニック 454-8040

《災害時優先電話》

災害時に通話等の発信を優先的に利用できる回線 (FAX 機を取り外し内線専用機を接続する)

本校の指定電話番号は **079-424-5777** (FAX 番号と同じ)

表4 非常災害の場合の対応 (教務規定集より転載)

- ア 午前7時の時点で警報が発表されている場合は、自宅待機とする。
- イ 午前7時から午前10時までの間に警報が解除されたときは、解除の時刻からおよそ1時間30分後に始業するものとする。
- ウ 午前10時の時点で警報が解除されないときは、臨時休業とし、振替え授業の実施等については別途指示する。
- エ その他気象状況等により、やむを得ないと認められる場合の遅刻・欠席は出席扱いとする。
- オ 「警報」とは明石市、加古川市、高砂市、加古郡のいずれかの市郡に発表された大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪の気象警報をいい、波浪、高潮警報は除く。
- カ 明石市、加古川市、高砂市、加古郡以外の市郡に居住する生徒について、居住地に警報が発表された場合は、前記ア～エの内容に準ずる。
- キ 授業中もしくはそれに準ずる時に警報が発表された場合は、なるべく早い時点で職員打合せを行い、善処する。

表5

生徒引渡し確認票 (緊急時連絡カード)

回 生		生徒氏名				性別		男	女	
住所	電 話()									
緊急時の連絡先		電 話()								
校内の 兄弟姉妹	有 ・ 無	年 組 名前				年 組 名前				
引き 取り 者 名	1				生徒 との 関係	電 話				
	2									
	3									
避難場所										
引き取り者署名					生徒との関係					
引き渡し日時		月	日	時	分	教職員名				

表6

点検チェックリスト（学校用）								
番号	点検項目	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異状箇所・状態等)
		脱落	変形	剥離	破損	変質		
		ずぶ落ち れ下がつ てい る	ガ曲が たわ んで いる	膨ふ らか が か か る	切破 折割 れ れ て て い る	シ錆 腐 ミ び つ て あ い る		
		ずぶ落ち れ下がつ てい る	ガ曲が たわ んで いる	膨ふ らか が か か る	切破 折割 れ れ て て い る	シ錆 腐 ミ び つ て あ い る		
I. 天井								
(1)	天井	天井材(天井仕上げボード)に破損等の異状は見当たらないか。					A・B・C	
II. 照明器具								
(1)	照明器具	照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか。					A・B・C	
III. 窓・ガラス								
(1)	窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか。					A・B・C	
(2)	窓ガラス周辺	地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。					A・B・C	
(3)	建具	建具に変形(たわみ)、腐食、ガタつきは見当たらないか。					A・B・C	
(4)	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。					A・B・C	
IV. 外壁(外装材)								
(1)	外壁(外装材)	外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。					A・B・C	
V. 内壁(内装材)								
(1)	内壁(内装材)	内壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。					A・B・C	
VI. 設備機器								
(1)	放送機器・体育器具	本体の傾きや取付金物に腐食、破損等は見当たらないか。					A・B・C	
(2)	空調室外機	空調室外機は傾いていないか。					A・B・C	
VII. テレビなど								
(1)	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。					A・B・C	
(2)	棚置きテレビ	テレビの転倒・落下防止対策を講じているか。					A・B・C	
(3)	テレビ台	テレビ台の移動・転倒防止対策を講じているか。					A・B・C	
(4)	パソコン	パソコン機器類の転倒・落下防止対策を講じているか。					A・B・C	
VIII. 収納棚など								
(1)	書棚・ロッカーなど	書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか。					A・B・C	
(2)	棚の積載物	書棚等の上に重量物を置いていないか。					A・B・C	
(3)	薬品棚	薬品棚の移動・転倒防止対策を講じているか。					A・B・C	
(4)	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。					A・B・C	
IX. ピアノなど								
(1)	ピアノなど	ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。					A・B・C	
X. エキスパンション・ジョイント								
(1)	カバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形または外れていないか。					A・B・C	
(2)	エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。					A・B・C	

表7

災害対応 個人マニュアル

教職員名		校務分掌	
------	--	------	--

任務分担・係

1、災害発生時

① 自営防災組織設置時の役割 (P 5) : () 班

② 避難所運営時の役割 (P 11) : () 班

2、校内危機対応時の役割 (P 13) : () 班

災害発生時・校内危機対応時の役割 (具体的に)

<p>火災・震災時の役割</p>
<p>連絡・調整を必要とする係・職員</p>
<p>留意点</p>

